

平成29年度

千葉県飼い主のいない猫不妊去勢手術事業報告書

千葉県における地域猫活動事例集



【ケース 1】

1 地域の環境

昔ながらの住宅地

2 猫の頭数

| | | | | |
|--------------|----|-------|--------------|----|
| (1) 着手時 | オス | 1頭、メス | 7頭、性別不明 | 6頭 |
| (2) 事業対象猫頭数 | オス | 1頭、メス | 7頭、性別不明 | 6頭 |
| (3) 不妊去勢手術実施 | オス | 1頭、メス | 14頭 | |
| (3) 現在 | オス | 1頭、メス | 13頭 (1頭譲渡済み) | |

3 取組みのきっかけ

平成27年（住民が費用負担）、平成28年（県の事業に参加）と活動を継続しているため、飼い主のいない猫による被害は減ってきている。しかし、周辺地域から子連れの母猫が迷い込んでくるなどで当初の期待ほど猫数が減らず、活動継続の必要性を痛感している。

4 活動内容

自治会会合で対策への協力を要請し、地域猫対策が掲載された市の広報や啓発資料を自治会名で回覧し、千葉県飼い主のいない猫不妊去勢手術事業への申請協力者を募った。動物愛護団体の捕獲協力もあり、数ヶ月の間に全頭の避妊去勢手術が完了した。また、子猫の里親探しも動物愛護団体を通じて行っている。地域の餌やりの人達にはルールに従ったやり方に協力していただく一方、「無責任な餌やり禁止」の貼り紙をして、マナー違反の餌やりの人達には説明の上、やめていただくなどの対処をしている。

5 現在の状況

数回の回覧やそれまでの捕獲活動などを見て、自分の近所で目についた時に糞の片付けをしてくれる人達も現れるようになった。手術をしたことで猫が大人しくなり鳴き声も減り、また、何よりも「増えていない」ので、苦情も無くなった。傷の経過を見るため手元で数日間世話したことをきっかけに、手術後の猫を飼い猫として迎えてくれる住人も現れ、猫の数は減り始めている。

一方、まだまだ地域住民の意識に格差があり、協力者も少ないため、手術済み猫の管理費用や今後の手術費用の確保が課題とされている。

また、駅前に「猫捨てスポット」があり、繰り返し猫が置き去りにされるので対応に苦慮している。直前まで飼われていたようなきれいで人懐っこい猫が野良猫の捕獲箱に入ることもあり、地域外からの流入をどう防ぐかが今後の課題として挙げられる。

【ケース 2】

1 地域の環境

住宅街で外からの車の通り抜けが出来ず、また公園、空き地等で緑が多く、野良猫にとって住みやすい環境

2 猫の頭数

| | | | | |
|--------------|----|-------|-------|----|
| (1) 着手時 | オス | 8頭、メス | 3頭、不明 | 3頭 |
| (2) 事業対象猫頭数 | オス | 8頭、メス | 3頭、不明 | 3頭 |
| (3) 不妊去勢手術実施 | オス | 4頭、メス | 2頭、不明 | 0頭 |
| (4) 現在 | オス | 0頭、メス | 0頭、不明 | 3頭 |

3 取組みのきっかけ

一昨年の秋頃から野良猫を見かけるようになり、その中のメス1頭が二回出産のため、このまま放置しておくが増え続け、多くの猫の末路が過酷になることを思い取り組みました。

4 活動内容

野良猫なのか、捨てられた猫かわかりませんが、怖がらず餌を食べに近寄って来るようになったので、少しずつ慣れさせ捕獲するようになりました。

5 現在の状況

猫同士の性格もあり、以前ほどではありませんが、ケンカにより怪我するため、手術した猫6頭の内1頭を除き、二か所で保護しています。

6 今後の予定

手術した猫のほか、現在3頭ぐらいの野良猫がいますが、気配を感じるだけで逃げてしまうため、今後は捕獲器を利用して全頭不妊去勢手術を完了し、一代限りの命を全うさせたいと考えています。

【ケース 3】

1 地域の環境

漁港や公園

2 猫の頭数

| | | | |
|--------------|----|-------|----|
| (1) 着手時 | オス | 6頭、メス | 6頭 |
| (2) 事業対象猫頭数 | オス | 6頭、メス | 6頭 |
| (3) 不妊去勢手術実施 | オス | 7頭、メス | 5頭 |

3 取組みのきっかけ

〇〇市の海岸や漁港には野良猫が多く住んでいます。また殺処分は千葉県は残念ながらワースト上位です。殺処分ゼロを目指し地域猫活動をしています。

4 活動内容

漁港や公園での野良猫の保護活動や自治会や住民と地域猫活動をしてきました。

5 現在の状況

我々が管理している場所には合計 80 頭いましたが、現在はその数が減ってきています。

6 今後の予定

地域猫のポスターを貼ったり、啓蒙活動をしたいと思っております。

【ケース 4】

1 地域の環境

土地区画整理事業による密集住宅地（集合住宅を含む）として発展してきた地域です。

2 猫の頭数

| | |
|--------------|---------------------------|
| (1) 着手時 | オス 20 頭、メス 51 頭、性別不明 15 頭 |
| (2) 事業対象猫頭数 | オス 0 頭、メス 12 頭 |
| (3) 不妊去勢手術実施 | オス 0 頭、メス 12 頭 |
| (4) 現在 | オス 12 頭、メス 10 頭、性別不明 16 頭 |

3 取組みのきっかけ

平成 20 年 11 月、「〇〇街づくり協議会」が〇〇市で初めて「地域猫」に関するアンケートを実施しました。その理由は、猫による糞尿被害などの苦情が増えてきたことによるものです。アンケートの結果、糞尿被害、器物損壊、繁殖等が住民相互のトラブルの要因として表面化してきました。

そこで、約 3 年かけて地域猫活動の先進事例などを研究し、「〇〇地区ネコの飼育ガイドライン」（A4 判 16 頁）を平成 23 年 10 月に発刊し、〇〇街づくり協議会加入の 8 町会の全世帯に配布しました。続いて地域猫活動に専従する「〇〇地区ネコの飼育ガイドライン推進協議会」を平成 24 年 7 月に立ち上げ、具体的な地域猫活動（主に TNR 活動）を始めました。

平成 28 年 4 月に会の名称を「〇〇地域ネコの会」と改め、地域猫活動への取組方針を明確にしました。

4 活動内容

(1) TNR 活動（「ネコ活動実践マニュアル」に従った活動）

- ア 飼い主探し
- イ 保護（T：trap）
- ウ 不妊去勢手術（N：neuter）
- エ 保護した場所に解放（R：return）
- オ 保護した猫ごとに「ネコ个体カルテ」での管理

(2) 里子活動（保護した子猫の里親探し）

- ア ネット、地域新聞等による里親探し
- イ 保護した猫ごとに「里子カルテ」での管理

(3) 定例会（運営委員会）の開催（月 1 回）

(4) 「地域ネコの会だより」の発行（月 1 回）：現在、2, 057 世帯に回覧

(5) 地域猫活動に向けた取り組み

- ア 環境省や県のポスターをコピーし「地域ネコの会だより」に添付して地域猫活動への理解を増進
- イ 手術を実施した猫への餌やり活動と餌場の清掃活動

(6) 「ネコ推進協活動広報」の配布

集団でTNR活動をした地区には、ネコ推進協活動の意義と内容を広報し、手術後の猫の見守りを請願

5 現在の状況

毎月発行の「地域ネコの会だより」(10町会 2,057世帯へ回覧)で、保護した野良猫の写真(フルカラー)を掲載し、「飼い猫かどうか」の照会を行いながら、TNR活動への住民の理解を深めています。

その結果、10町会での野良猫への苦情は激減、「野良猫が減った」との声を聞くようになりました。また、飼い主の「屋内飼養」「不妊去勢手術」が浸透しつつあります。

平成29年度の活動は、現在までTNR活動が41頭、里子活動が40頭と活動開始以来の成果でしたが、地域猫活動について住人の十分な理解と協力を得るにはまだ時間がかかりそうです。

昨今の猫ブームは「猫」に対する関心を高めましたが、反面、捨て猫も増えていると実感しています。

ちなみに、今年度初秋には、ミルクボランティアを必要とする捨て赤ちゃん猫事件が地域内で3頭、3頭、9頭と立て続けに発生し、会として初めての対応を迫られました。「捨て猫は犯罪である」意識がまだまだ浸透していない現状です。

<参考>

平成29年度千葉県飼い主のいない猫不妊去勢手術事業（概要）

1 募集の目的

「地域猫活動」等に主体的に取り組む団体等を支援することを目的とします。

2 実施期間

平成29年7月6日（木）～平成30年3月31日（土）

3 実施内容

実施計画に基づく飼い主のいない猫の不妊去勢手術を、千葉県動物愛護センター本所、同東葛飾支所及び南総地域の指定動物病院において、公益財団法人千葉県獣医師会獣医師が実施しました。

4 応募要件

千葉市・船橋市・柏市並びに平成29年4月1日現在において飼い主のいない猫に対する不妊去勢手術費助成金を独自に交付する市町村（習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、市川市、浦安市、松戸市、我孫子市、栄町、成田市）を除く千葉県内の地域で「地域猫活動」等に取り組み、飼い主のいない猫の不妊去勢手術を実施しようとする団体・グループ

5 事業実績

申請のあった5団体の57頭を承認し、45頭の不妊去勢手術を実施した。

手術実施回数（日数）：17回（12日）

| 団体 No. | 地 域 | 承認頭数 | 実施頭数 | 備 考 |
|--------|------|------|------|-----------|
| 1 | ケース1 | 15 | 15 | 追加承認1頭を含む |
| 2 | ケース2 | 14 | 6 | |
| 3 | ケース3 | 12 | 12 | |
| 4 | ケース4 | 12 | 12 | |
| 5 | | 4 | 0 | 手術を実施せず |
| 合計 | | 57 | 45 | |

平成29年度千葉県飼い主のいない猫不妊去勢手術事業実施計画募集要項

千葉県では、「千葉県飼い主のいない猫不妊去勢手術事業実施要領（以下「要領」という。）」3の（1）の規定により、飼い主のいない猫の不妊去勢手術の実施対象を決定するため、「飼い主のいない猫不妊去勢手術事業実施計画（以下「実施計画」という。）」について、以下のとおり募集を行います。

1 募集の目的

「地域猫活動」等に主体的に取り組む団体等を支援することを目的とします。

2 募集の条件

事業実施主体は、次の各号の条件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 指定都市（千葉市）及び中核市（船橋市及び柏市）並びに平成29年4月1日現在において飼い主のいない猫に対する不妊去勢手術費助成金を独自に交付する市町村（習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、市川市、浦安市、松戸市、我孫子市、栄町、成田市）を除く千葉県内の地域を対象とした事業を実施すること。
- (2) 要領2の各号の条件を満たしていること。
- (3) 要領3の（2）のイの規定により、「猫問題住民会議」を開催し、実施計画の承認申請をすることについて関係者の了解を得ていること。
- (4) 要領に規定するその他の事項にも従い事業を実施することができること。

3 実施期間

原則として、平成30年3月31日までとします。

4 支援内容

- (1) 松戸及び野田健康福祉センターが管轄する区域（松戸市及び我孫子市を除く。）
実施計画に基づく飼い主のいない猫の不妊去勢手術を千葉県動物愛護センター東葛飾支所において実施します。この区域の手術頭数は24頭とし、1団体あたり12頭を上限とします。
- (2) 印旛、香取、海匝及び山武健康福祉センターが管轄する区域（栄町及び成田市を除く。）
実施計画に基づく飼い主のいない猫の不妊去勢手術を千葉県動物愛護センター本所及び同東葛飾支所において実施します。この区域の手術頭数は28頭とし、1団体あたり14頭を上限とします。
- (3) 長生、夷隅、安房、君津及び市原健康福祉センターが管轄する区域
実施計画に基づく飼い主のいない猫の不妊去勢手術を地域獣医師会の指定する動物病院において実施します。この区域の手術頭数は24頭とし、1団体あたり12頭を上限とします。

5 応募方法

実施計画は、下記により、郵送又は直接持参により提出してください。

(1) 提出書類 (各 1 部)

ア 飼い主のいない猫不妊去勢手術事業実施計画承認申請書 (要領別記様式第 1 号)

イ 飼い主のいない猫不妊去勢手術事業実施計画書 (要領別記様式第 1 号別紙)

ウ 添付書類

(ア) 事業実施主体となる組織の規約

(イ) 構成員の名簿 (氏名・住所・電話番号)

(ウ) 地域を表す資料 (地図・略図・写真等)

(エ) 対象猫リスト (性別・毛色・体格・特徴等) ※可能な限り写真を添付すること。

(オ) 関係者 (町会長又は自治会長及び行政職員) の了解を得たことを証明する書類

※ ボランティアが関係者として猫問題住民会議に出席した場合は、ボランティアの了解も得ること。

(2) 受付期間

ア 本事業を実施したことのない団体の申請

平成 29 年 7 月 6 日 (木) ~ 平成 29 年 8 月 16 日 (水) <※消印有効>

イ 本事業を実施したことのある団体の申請

平成 29 年 8 月 22 日 (火) ~ 平成 29 年 9 月 4 日 (月) <※消印有効>

※ 県域別に先着受付順で審査し、書類の不備がなくなった段階で承認し、予算額に達した場合には受付期間中であっても受付を終了します。

※ 本事業を実施したことのない団体の申請期間中に予算額に達した場合は、本事業を実施したことのある団体の申請の受付は行いません。

※ 本事業を実施したことのない団体には、本事業を実施したことのある団体が名前を変えたもの、組織を改編したもの、同じ地区で別に結成されたものを含みません。

(3) 提出先

千葉県健康福祉部衛生指導課

〒260-8667

千葉市中央区市場町 1-1

電話 : 043-223-2642

FAX : 043-227-2713

6 実施計画の審査及び結果通知等

(1) 審査方法

申請者から提出された実施計画は、千葉県健康福祉部衛生指導課長が審査し、承認の可否を決定します。

なお、予算上の制約のため、前述の各種条件を満たした実施計画であっても、承認されない場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

(2) 審査項目

審査は、次の内容について実施します。

ア 地域の状況

- (ア) 取り組もうとする地域の環境・対象猫の頭数
- (イ) 申請した計画実施の必要性・緊急度 等

イ 事業実施主体の妥当性

- (ア) 構成員の人数
- (イ) 地域住民の参加状況
- (ウ) 主たる活動の内容 等

ウ 実施計画の内容

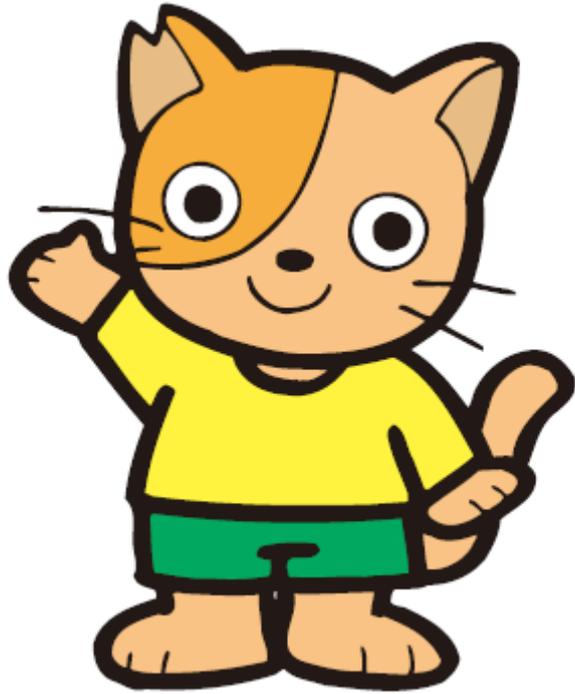
- (ア) 飼い猫との選別方法
- (イ) 地域環境の保全に資する活動
- (ウ) 周知活動の方法
- (エ) 地域への捨て猫防止対策 等

(3) 結果通知

実施計画の承認の可否については、受理後1カ月以内に、申請者あて文書にて通知します。

7 その他

- (1) 実施計画を提出後、必要に応じ、ヒアリングや現地調査、追加資料の提供等をお願いする場合があります。
- (2) 実施計画が承認された場合においても、対象猫の体調等により不妊去勢手術ができないことがあります。



平成29年度千葉県飼い主のいない猫不妊去勢手術
事業報告書

千葉県における地域猫活動事例集

平成30年8月作成

編集 千葉県健康福祉部衛生指導課公衆衛生獣医班

郵便番号 260-8667

千葉市中央区市場町1番1号

電話番号043(223)2642 ダイヤルイン